

平成25年第1回大多喜町議会定例会10月会議を開きました。

◎提出された議案の会議結果は次のとおりです。

議案番号	件名及び内容	議決月日	審議結果
議案 第8号	<p>平成25年度大多喜町一般会計補正予算(第4号)【委員長報告】</p> <p>9月会議において福祉経済常任委員会に付託された面白峡発電所施設導入に係る25年度支払額5,513千円と、平成26年度から35年度までの10年間の債務負担行為178,669千円の設定を内容とする補正予算案について、委員会の審査報告がされました。</p> <p>審査の結果については、変更内容及び変更理由は、建設場所の地理的条件や企業提案による新たな事業実施の場合のリスクを充分考慮した場合、さらには、より効率的かつ安定的な発電施設の整備を進めるため、必要な変更内容であり、「原案どおり可決すべきもの」と報告されました。</p>	10月4日	原案 可決
発議 第1号	<p>事務事業の執行に対する付帯決議案について</p> <p>面白峡小水力発電施設整備の設計変更を内容とする補正予算については、事業化を急ぐ余り事前の詳細調査が充分行われない中での設計及び事業の実施、さらには観光振興など、他の関連事業も視野に入れたことにより、大幅な計画変更が発生したと判断された。</p> <p>そして、本来報告すべき時期に議会への報告がなく、債務負担行為の設定手続きについても遅れたこと、また、町の進むべき方向性を左右する新たな事業については、各種実施計画等に位置付け、計画的に実施すべきと考え、次の事項について付帯決議がされた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議会に対し適切な報告及び協議を行うと共に、地方自治法等法令を遵守すること。 2 重要な事業については、各種実施計画の変更などを検討し、位置付けることで、町民及び議会の理解やコンセンサスを得て、計画的に推進すること。 3 事業の実施は、詳細調査を行い、十分な期間を設けること。 4 遊歩道整備と小水力発電導入は切り離して推進すること。 5 事業の執行にあたっては、職員は自覚と責任を持つこと。 6 町長は事業が正確に推進できるよう人材育成をすること。 	10月4日	原案 可決
議案 第1号	<p>平成25年度大多喜町一般会計補正予算(第5号)</p> <p>既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,836千円を減額し、総額をそれぞれ4,422,461千円としました。</p> <p>主な内容は、人・農地プラン図面作成業務委託料及び大多喜商店街の街路灯のLED化を図るための修繕事業の補助金です。</p>	10月4日	原案 可決